

時事新報

第三千二百三十四號
 明治廿五年一月九日 (庚子)
 土曜日
 舊曆辛卯十二月十日
 出刊時刻 午前六時五十分
 入年費 四元
 月費 四角
 日費 二分
 西曆一千八百九十二年

時事新報定價
 時事新報は毎號八面乃至十二面に於て詳細の商況物
 價報告あり其代價送料廣告料は左の如し
 一 一箇月前金五十圓 三箇月前金六十圓 六箇月前金三
 〇圓 一年前金六〇圓 月別日誌
 〇 時事新報社より直送ニ送ルモノハ右定價ノ外ニ一月十三圓
 〇 運送料ニ付
 時事新報廣告料(前定)

本社(寄稿)に付

東京府下を始め各府縣に通信社あるものありて是より
 各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を
 撰録するより各社同一の記事を掲ぐるものと専ら其
 時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社
 に通信を依頼せずとも世間往々多きを知らずして通
 信社に之を依頼すれば本社にも其報道は達する事と信
 ずる方多きが如し爲りに行進ひを生じたる場合も専ら
 本社に於て發送せらるるを請ふ

時事新報

自から責の歸する所ある可し

明治政府の當局者を見るに其更迭頻繁にして時々の政
 略に小變化なきに非ざれども人民に對するの手段は何
 れも同一にして其感情を損するものと甚しく年來失策
 を重ねて恰も政府の不入望を養成したるものあり客冬
 の國會解散の如き其處置は時の政略として非難す可ら
 ざれば至當の處分にして何人が局に當るも此外に手段
 なきのみならず雖も國會多々不幸を見るに至りし
 其事情を尋ねるときは政府が自ら招きたる結果なり
 と云はざるを得ず從來の政略を批評すれば政府は日本
 社會の高處に別天地を開き其高處に揚々自得して世間
 を知らざるものあり國智謀の士と稱する老政治家の
 輩が人望を收るの必要に心付くも其目的とする所は唯
 官海を名ぐる小天地に限りて一般の人民に向ては曾て
 求る所なきのみならず之を以て思想せしむるの跡なき
 に非ず文部省の教育令は幾回か改訂して曾て一定の方
 向なきに拘はらず人民の私學するものを悦ばず天下
 の教育を文部の一手に專らせんとして常に私學校に干
 渉を試み恰も其絶滅を希ふもの如くにしておがら却て
 一方の官立校には無限の利益榮華を專らせしめ其だし
 きは官吏登用の道も實學生徒の爲りに開て私學生には
 進路の道なし全國無數の私學校は政府に對して如何の
 處を爲す可きや數年の間唯黙して之を言はざりしのみ
 又彼の位階勳等を見るに奇も何位勳何等稱して平民
 と區別する者は唯政府内部の人に限り部外者は無位
 無勳にして内外人種を殊にし尙に公務の公席に於て然
 るのみならず政府の貴顯と云へば云へば到る處に威を
 張り其人の貧富長少智愚に論ずる常に社會の上流に位
 して無黨朋友の私府に於ても獨り傲然たるが如き誰れ
 か之を見て憤らざる者あらんや又彼の新華族を作りた
 るが如き何人の工風に出でたるものか授爵と共に巨額



の恩金を費し其目的は政府内部の歡心を收めんが爲め
 の政略ありしものとならん雖も内部の歡心首尾能く收
 め得たりとするも外部は正しく其反對にして徒らに人
 心を損したるの成績を見る可きのみ之を要するに近年
 の政策は都て政府内部の人を以て一體を組織するの
 風あるが故に内部に整居すれば外部を知らず之を知ら
 ざるが故に之を疎外せざるを得ず例へば貴族
 院の議員を撰定するにも日本國の廣大なる在野の人物
 は甚だ多しと雖も其の撰び得たる者を見れば十中
 九は從來政府の邊に出入して例の位階を擧げたる
 輩のみ此一事を見ても政府の視線遠きに達せざるを證
 するに足る可し專制政治の時代に在ては政治の事に關
 係するものは政府に接近する一部分の人のみにして一
 般の人民は有れども無きに等しきものなれば其政略と
 して専ら内部の人望を收むるも即ち政府の基礎を固む
 る所以にして亦自から理由なきに非ざれども明治の時勢
 は則ち然らず國會の開設は假令ひ維新當初よりの精神
 ありとは云へ明治十四年に至りては年限を期して其開
 設を公言せざる可らざるの場合に立至りたる程にして
 既に專制の時代に非ざれば當局者たるものは豫め覺
 悟を定め舊時の筆法を廢して次第に政略を新にす可き
 筈あるに更に其邊の覺悟あかりしものと遺憾され人民は
 既に國會開設の約束を見て茲に年來の希望の一半を達
 したるの心地し愈々開設の望には圓滿の満足を得べ
 しとて只管望を屬しつゝある其最中に願ひて政府の一
 方を見れば其政略に意も改まる所なきのみか愈々出で
 て愈々奇に奇觀百出怪に堪ふ可らず其奇怪は姑く恕す
 可きも政府の恩恵は唯その内部に限りて一點も外に及
 ばず利害の關係既に内外の相違ある其上に一方は高位
 高爵俸も雲上に翱翔して人を輕蔑する其揚々自得の狀
 を望み見ては如何ある溫和の人民も感情を害して憤懣
 に堪はず國會開設の期を待て一時に破裂したるが故に
 騷擾に過激の論あるも自然の成行にして今日に先づ解
 散を以て一落千丈を終りたりと雖も苟も其解散の不幸を
 致したる事情の存在する限りは今後とも不幸の結果
 果は免れざるのみか再三再四す政治の上の惡習慣
 を馴致して立憲政治の行末も如何あらんとの排念なき

に非ず今日その局に當るものは現政府の地位に在る人
 々に相違あれども事の成行を尋れば斯る不味の事情
 を養成したるは明治政府年來の政略にして特に其責の
 歸する所ある可し而して其人々は今何處に在りやと問
 へば現に社會に生存して地位を保ち或は黒幕政治家の
 名の下に隠然政府内部に重きを成して政略の事に就て
 も彼れは是れ 喙を容るゝは世間一般の承知する所ある
 に此間に處して決然の進退なきを見れば當人に於ても
 自から任する所あるものと認めざるを得ず今や現政府
 は年來の政略の結果として此上もなき難局に際會し一
 大覺悟を要するの場合に切迫したり然らば即ち當時自
 己から局に當りて政略の方針を定めたる老政治家は今日
 に至りては責任は免かる可らず此際公然身を現はして
 此難局に當りて從前の方針を擴張するも可かり或は必
 事を一轉して舊筆法を改るも可なり兎に角に事の始を
 計畫したる者が其結局を視るは政治家の本分ある可し
 若しも然らずして早く既に其非を悟りて爲す可らざる
 を知るの内情もあらば斷然進退を決し全く政治外に隱
 遁して其責を重んずるの意を明にするを男子の事さ
 れ何れにしても今日は正に進退を決するの場合と覺悟
 す可也

し外國競争の爲め自國の権威
 と緊密なり蓋し諸國が東洋
 洋諸國が歐州に知らるるに
 原なれば一旦彼に内地を
 非利加遠征は據して東洋諸
 略は變じて東洋殖民政略
 今日比にあらざりて去りて
 程のものはなく東洋諸國の
 内地雜居の爲め國是を動か
 爲り一時國內に錯雜を醸し
 取締りをなしたらんには社
 令以外國よりの移民民等
 れと自由がせしむる所望を
 其國の法律に從ふは當然
 より所望せし處にして決
 のにあらざれば之を許すべ
 益を損せざる様に法律を
 則を設け以て特別の處分
 司法上錯雜を醸し來るや
 住の新條目を添へ以て國
 際要なり以上の殖民處分
 わらざれども前にも云ふ
 國が内地雜居を許さんと
 處として當局者たるもの
 之に當り敢て弱身卑屈の
 歐洲小國中にて稍もすれ
 るものは自耳義にして此
 在るものかれば其一家一
 が故に兩政府が油斷さ
 も日清兩國の朝鮮に於け
 は云ふまでもなき困難に
 圓滑温順の政略を以て
 するも必要なり近來自
 近き佛に遠ざかりんと
 言する處なりと雖も我
 はざるなり白の現政府は
 總て温和公平主義の人々
 は英才ある外交家あれば
 如き氣遣ひなし又國王が
 殖民地に就ては諸國が常
 此際若し現内閣が信固の
 ときは永世中立主義に
 一殖民地方の處分に至る
 外交上の難題を惹起すものと

官報

○司法省告示第二號
 大坂地方裁判所管内本區裁判所高槻出張所明治二十
 五年一月十一日ヨリ開廳ス
 明治二十五年一月八日
 司法大臣子爵田中不二麻呂

雜報

歐洲通信 十一月十一日
 在自耳義

歐洲各國政略(前號の續き)
 蓋し東洋諸國が執る處の外交政略斯く偏重する所以
 のものは自から求めしものとは云ふものゝ其實或は他
 邦より持ち込まれたるものと云ふて可からんか甲の勢
 乙に優りしと思ふときは甲に組じ乙若し甲の上立つ
 ときは甲を遠け乙に近寄るの風あり若し英を以て東洋
 の好客と待遇せしむる時は英に對し然らざるに對
 佛は依然として局外に遠げらるゝものあり東洋に對す
 諸國の政略も亦歐洲に於けるが如く陸然兩派に分れ
 一方には露佛相應し以て獨逸の侵略を妨げ一方には英
 獨逸合して露佛東洋政略の運動を窺ひ彼を制して我れ
 進さんとするの競争は益々烈しく其主人の地位にある東
 洋諸國は此際極めて不偏公平の處置を以て諸事を處辨